

山梨県公報

第六百三十二号

一四・五

令和七年
十二月一日
月曜日

山梨県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日
四日市場上野原	県道	都留市井倉字沢戸七一二番	四地先から	(メートル)	
都留市井倉字沢戸八二〇番	県道	都留市井倉字沢戸八二〇番	二六地先まで	(メートル)	
二八六・四	県道	二八六・四	二八六・四	(メートル)	令和七年十二月一日

山梨県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間		新	旧	の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市野田尻字中荻野一二九〇番一地先	から	六・一	六・〇	六・二	一八・六	一八・六
上野原市野田尻字中荻野一二九一番一地先	まで	一八・六				

三地先まで

山梨県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字下瀬戸一二 一番地先から 大月市七保町瀬戸字下瀬戸二六 五番一地先まで	五六・五	令和七年十二月五日

公 告

● 令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のように公表する。

令和七年十二月一日
山梨県知事 長崎幸太郎
同一の単位とされる保安林
皆伐面積の限度
一、五八五・八五ヘクタール
一八一・六八ヘクタール
甲府地区水源かん養保安林
甲府地区土砂流出防備保安林

甲府地区保健保安林	一、〇八三・二一ヘクタール 〇・七二ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、七四一・二四ヘクタール 一五五・三七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	八・九〇ヘクタール
鮎沢地区干害防備保安林	一、五六ヘクタール
鮎沢地区保健保安林	一、〇六八・二五ヘクタール 四八六・九八ヘクタール 七二三・二〇ヘクタール 一八・七二ヘクタール 一、〇八九・五四ヘクタール 一四三・〇二ヘクタール 一一七・四七ヘクタール 一四八・四七ヘクタール

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十二月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

一大規模小売店舗の名称及び所在地 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店 山梨県甲府市上阿原町三百八十七番地 外

- 届出の公告日 令和七年七月十四日
- 届出の内容 変更
- 意見の概要
- 交通安全への配慮
- 駐車場の技術的基準適合の必要

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
六 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月五日まで